

自己点検事項

◇ 貯血式自己血輸血管理体制加算(K920-2注3)

(1) 関係学会から示されている指針に基づき、貯血式自己血輸血が十分な体制のもとに適正に  
管理及び保存されていること。 ( 適 ・ 否 )

(2) 関係学会から示された指針の要件を満たし、その旨が登録されている常勤の医師及び看護  
師がそれぞれ1名以上配置されていること。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な  
書類等

・常勤の医師、看護師の（学会認定・自己血輸血医師看護師制度協議会が発行している）認定  
証、出勤簿

医療機関コード

保険医療機関名